

3月は自殺対策強化月間

 健康推進課健康支援担当 TEL81・0711 FAX81・0703

3月は自殺対策強化月間です。悩みを抱えた人の中には、人に相談できず、追い込まれてしまうことがあります。そんな人たちが「自殺」の道を選んでしまわないよう、身近な人の悩みに気づき、耳を傾けましょう。悩みを抱えている人は一人で苦しまず、身近な人や専門機関に相談しましょう。

くらしと健康の相談会

失業・倒産・家庭問題等について、弁護士による法律相談と、保健福祉事務所保健師による心の健康を含む健康相談を行います。

- 日時 3月1日・8日・15日・22日・29日（各水曜日）①午前10時～正午 ②午後1時～3時
- 場所 松本保健福祉事務所相談室（松本市大字島立1020松本合同庁舎内） ●参加費 無料
- 申し込み 事前申し込みが必要です。希望相談日の2日前までに電話で申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ 松本保健福祉事務所健康づくり支援課保健衛生第一係（TEL40・1938）

司法書士と精神保健福祉士によるこころ・いのちと法律の無料電話相談会

その悩み、一人で抱え込まずに専門家に相談しましょう。

- 日時 3月4日（土）午前10時～午後4時 ●費用 相談料無料 ●その他 秘密は厳守します。
- 専用電話番号 0120・448・788（フリーダイヤル）※当日のみの専用（臨時）の番号です。
- 問い合わせ 長野県司法書士会（長野市妻科399） URL <http://www.na-shiho.or.jp/>（TEL026・232・7492 FAX026・232・6699）
- 長野県精神保健福祉士協会（TEL72・8400 FAX72・9351）

松本あすなろの会（中信地域自死遺族交流会）

大切な人を突然失ったという、つらく苦しい気持ちを語り合い、支え合っていける場です。同じような体験をもつ仲間の中で、安心して気持ちを開くことによって、心が癒されていきます。

- 日時 3月25日（土）午後1時30分～3時30分 ●場所 申込時にお伝えします
- 対象 家族を自死で亡くされた人（親・配偶者・兄弟・子ども）※対象者以外の参加はできません
- 費用 100円（お茶代） ●その他 秘密は守られます。
- 申し込み・問い合わせ 松本保健福祉事務所健康づくり支援課保健師（TEL40・1938）

寄付・寄贈のお礼（7/13～9/23）【敬称略】

▷株式会社エイワ 470,000円 保育園の図書購入費として▷社団法人日本禁煙友愛会 豊科支部 ノート・画用紙・鉛筆セット各248組 豊科地域の小学4年生へ▷商工会明科支部青年部 部長 堀内秀一郎 絵本28冊 明科南保育園・明科北保育園へ各14冊▷株式会社テヅカ 代表取締役 手塚寿美子 CD1枚・英語の絵本3冊（CD：Wee Sing 絵本：Where's Spot?/Dear Zoo/Picture Dictionary（CD付））各10組 市内小学校10校へ▷株式会社ノジマ 代表取締役社長 野島廣司 ①ハイパワーアルカリ電池（単3・40本入、単4・40本入り）各1個②4K液晶モニタ43インチ1個③コンベクションオープン2箱④IHクッキングヒーター8個⑤500mlミネラルウォーター（24本入）7箱⑥ダンスステーション1個⑦洗濯機2個 安曇野市へ▷一般社団法人Earth Color Project 代表理事 塩野梨紗 ①『海の中のぞいた』10冊②『世界で一番美しい海の生き物図鑑』7冊③『The Shark』『アシカ日和』『SEVEN SEAS』『WAO!』各17冊 安曇野市内小学校10校、中学校7校へ

お知らせ

市議会3月定例会会期日程

市議会3月定例会を次のとおり予定しています。本会議や委員会等はどなたも傍聴できます。議会ホームページでは、本会議のライブ中継を行っていますので、ご覧ください。

- 時間 午前10時～
- 場所 市役所3階 議場
- 会期 2月17日（金）～3月17日（金）（予定）
- 詳細は問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

雪道の運転にご注意ください

雪道状態の道路は非常に滑りやすく、冬用タイヤでも安心できません。降雪（凍結）日は、普段よりも早めに行動し、余裕を持った運転を心掛けましょう。

- 時間 午前10時～
- 場所 市役所3階 議場
- 会期 2月17日（金）～3月17日（金）（予定）
- 詳細は問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

申請

第10回特別弔慰金

戦没者等の死亡時の遺族で、要件に該当する人に、特別弔慰金（記名国債）が支給されます。請求期間は平成30年4月2日までです。早目の申請をお願いします。

- 対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。
- （1）平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- （2）戦没者等の子
- （3）戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- （4）上記（1）～（3）以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等） ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間 平成27年4月1日～平成30年4月2日
- 請求窓口 長寿社会課福祉政策担当（1階13番窓口）※請求者の住所地を管轄する市区町村が受付窓口となります。先順位の遺族が市外にお住いの場合は、該当者の住所地の市区町村に問い合わせください。

- その他 成人検診・母子保健事業の日程等の詳細は、3月上旬に発行する「平成29年度健診こよみ」で確認ください。
- 市制度資金等の融資を受けた事業主の皆さんへ 国商工労政課商業労政係（TEL71・2041 FAX72・1340）

- 各種検診の申し込み 健康推進課保健予防係（TEL81・0726 FAX81・0703）
- 成人検診の申し込みを受け付けます。2月下旬に各家庭にはがきを発送します。申請者には、後日、受診券と検診票等を送付します。
- 申し込み はがきに必要事項を記入の上、3月17日（金）までに郵送または、穂高健康支援センターに提出してください。
- ※骨・歯科健診、肺がんCT検診、乳房超音波検診、若年者健診については、後日、電話で申し込みを受け付けます。

- 市制度資金等の融資を受けた事業主の皆さんへ 国商工労政課商業労政係（TEL71・2041 FAX72・1340）
- 平成27年度中に、市制度資金（借換を除く）または、市経由で県制度資金の融資を受けた場合、融資実行から1年間の利子につき、一定の要件により利子補給（最大1％）を行います。対象者には、申請書類を2月上旬までにお送りしています。
- 申込期限 3月10日（金）必着 ※申込期限以降は受け付けできませんので、ご注意ください。